

議長交際費慶弔基準

(令和8年5月15日現在)

○:該当の場合 △:議長がその都度定める場合

区分	対	象	者	弔辞	香典	供花
弔慰	①現職市議会議員	本人		○	20,000	○
		配偶者		-	-	○
		血族一親等		-	-	○
	②前・元市議会議員	本人(市功労者の場合)		○	10,000	○
		本人(上記以外)		-	10,000	○
	③元大正・川西村議会議員	本人		-	-	○
	④市功労者	本人		-	-	○
	⑤議会事務局職員	本人		-	-	○
	⑥執行機関の長	本人		-	10,000	○
		配偶者		-	-	○
		血族一親等		-	-	○
	⑦執行機関の委員及び特別職(副市長、公営企業管理者)	本人		-	-	○
	⑧地元選出国会議員	本人		-	10,000	○
		配偶者		-	-	○
血族一親等			-	-	○	
⑨地元選出道議会議員	本人		-	10,000	○	
	配偶者		-	-	○	
	血族一親等		-	-	○	
⑩道内市議会議長	現職で死亡の場合			10,000		
⑪上記の外議長が特に必要と認めた場合			△	△	△	

区分	対	象	者	内容	金額	備考
その他	議長が特に必要と認めた場合			△	△	